

産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会化学物質政策小委員会
フロン類対策ワーキンググループ（第1回）

議事要旨

日時：令和7年3月25日（火曜日）15時00分～16時15分

場所：本館17階第4共用会議室・オンライン会議

議題

- （1）オゾン層保護法に基づく2024年の割当て運用結果等について
- （2）プレチャージ輸入品に関する調査結果について
- （3）2023年における産業界の自主行動計画の取組状況について
- （4）目標年となる指定製品の達成状況について
- （5）問合せ対応の業務効率化に向けて
- （6）フロン排出抑制法に基づくフロン類使用見通しについて（案）
- （7）新たな指定製品の目標値及び目標年度の設定等について（案）
- （8）定期点検における常時監視システムの導入可能性について（案）
- （9）その他

議事内容

○事務局（吉村） 定刻となりましたので、産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会化学物質政策小委員会第1回フロン類対策ワーキンググループを開催いたします。

本日は、お忙しいところ御参加いただき、ありがとうございます。私は、経済産業省オゾン層保護等推進室の吉村と申します。よろしくお願いいたします。

議事に入ります前に、まず委員の出欠状況の確認をさせていただきます。本日は、宮崎委員が御欠席ですが、定足数に達しておりますことを御報告申し上げます。

また本日は、オンラインでの開催とさせていただいております。開催の状況は、インターネットで同時配信しております。オンラインでの開催に当たり、何点か御協力をお願いします。通信環境への負荷低減のため、カメラの映像はオフにさせていただきますようお願い

いします。また、ハウリング等を防ぐため、発言される場合以外はマイクの設定をミュートにさせていただきますよう御協力をお願いします。

まず資料の確認をさせていただきます。委員の皆様には事前に資料をメールにて送付させていただいておりますので、その添付資料を御覧ください。また説明時には、画面上にも資料を投影いたします。今、配付資料一覧を画面に表示させていただいております。何か不足等ございましたら、コメント覧に御記入をお願いいたします。不足等ございませんでしょうか。

それでは、開催に先立ちまして、事務局を代表して、経済産業省審議官産業保安・安全担当の殿木から御挨拶申し上げます。

○殿木審議官　　経済産業省審議官産業保安・安全担当の殿木でございます。

委員の皆様におかれましては、本日は年度末のお忙しい中、御出席いただき、心から感謝申し上げます。また、日頃から化学物質管理の実施・推進、とりわけフロン類に関する対策につきまして、深い御理解や貴重な御意見をいただいておりますこと、この場をお借りいたしまして、厚く御礼申し上げます。

本日は、産業構造審議会保安消費生活用製品安全分科会化学物質政策小委員会のフロン類対策ワーキンググループを、昨年3月以来、約1年ぶりに開催いたします。開催理由におきましては、昨年7月に、機構改革を行い、化学物質管理、産業保安、地域安全といった政策分野につきまして、本来の産業保安グループから大臣官房に移管するとともに、大臣官房内に、産業保安・安全グループを立ち上げ、一元的に担当することになりました。本部といたしましては、係る機構改革により、行政分野の射程が広がる分野に生かしつつ、フロン類に関する物質を一層充実させてまいるということをしております。私は、このグループに所属しており、代表して、御挨拶申し上げます。

この1年間を振り返りますと、上流から下流まで、ライフサイクル全般にわたったフロン類の排出抑制対策により、代替フロン出荷相当量の排出量が2021年をピークに、2年連続減少いたしました。しかしながら、地球温暖化対策計画で設定された温室効果ガス排出量目標を達成するためには、より一層の取組が必要です。本日は、いわゆるフロン排出抑制法及びオゾン層保護法に基づく取組状況や産業界の自主行動計画の取組を、新たなフロン類の使用見通し等について、御審議いただきたいと考えております。

委員の皆様方におかれましては、忌憚ない御意見をいただければ幸いです。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（吉村） 次に、委員とオブザーバーの御紹介ですが、委員等名簿を御参照いただくことで割愛させていただきます。

今回は、議題6のフロン類の使用見通しに関しまして、検討委員会の委員長をしていただきました飛原先生にオブザーバーとして御出席いただいております。なお、本日は、福田オブザーバーが御欠席となっております。当ワーキンググループでは、簡単な議事概要及び詳細な御発言を記載した議事録を作成し、後日公表する予定にしております。議事録案は、事前に事務局から委員とオブザーバーの皆様に御確認いただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

それでは、齋藤座長に一言御挨拶をいただいた上で、議事進行をお願いしたいと存じます。齋藤座長、よろしくお願いいたします。

○齋藤座長 座長を仰せつかっております早稲田大学の齋藤でございます。本日は、御多様のところお集まりいただきまして、大変ありがとうございます。毎回同じ話をさせていただいておりますが、異常気象が、毎年悪化していくような状況でありまして、やはり早急な対策が必要と感じているところです。

フロン対策に関しましては、残念ながらフロンが地球温暖化を進める化学物質ですので、対策を急がなければいけないということで、低GWP冷媒の開発ですとか、冷媒転換、回収、再生と、いろいろ多角的に進めてきていただいております、ようやく効果も少しずつ見えてきたかなと感じています。さらにこれから厳しい状況が続いていきますので、より対策を加速していかなければいけないという状況です。何とかこれらの対策を実効性あるものにしていかなければいけないと常々思っております。是非委員の皆様には、活発な御議論いただきまして、対策をよりよいものにしていくことを共にさせていただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

そうしましたら、ここから議事に入っていきたいと思います。

まず最初ですが、報告事項であります議題1から5までを、資料1から資料5までを用いて、事務局から一通り説明をしていただきたいと思います。その後に、質疑応答の時間を設けていきたいと思います。その後、審議事項であります議題6から8までについては、議題ごとに区切って、資料6から8までを用いて、事務局から説明し、議題ごとに質疑応答を設けていきたいと思います。

それでは、事務局より資料の説明をよろしくお願いいたします。

○畑下室長 事務局である経済産業省オゾン層保護等推進室の畑下と申します。よろし

くお願いいたします。

私から、資料1から資料5までざっと一通り御説明をしたいと思います。よろしくお願いいたします。

まず資料1でございます。オゾン層保護法に基づく2024年の割当て運用結果等についてでございます。

ページをめくっていただきまして、1ページ目でございます。オゾン層保護法の運用結果でございます。

2024年の消費量の割当てにつきましては、約3,200万t-CO₂となり、日本の基準値である4,291万t-CO₂から25%程度の余裕をもって運用することができました。基本的運用と例外的運用につきましては、資料を御覧ください。

続きまして、2ページ目を御覧ください。

2024年の生産量の割当てにつきましては、約2,675万t-CO₂となり、日本の基準値である3,002万t-CO₂から11%程度余裕をもって運用することができました。基本的運用と例外的運用につきましては、資料を御覧ください。

続きまして、3ページ目でございます。

こちらは参考資料ですけれども、先ほど御説明した棒グラフの内訳となっております。すでに特定物質の生産量、輸出量、輸入量、消費量はゼロとなっております。代替物質代替物質の生産量、輸出量、輸入量、消費量は、資料のとおりとなっております。

続きまして、4ページ目を御覧ください。

こちらは、2020年7月以降の平均販売価格の推移をモニタリングした結果を折れ線グラフでまとめたものでございます。全体的な推移を見ますと、R-134aを除きまして、急激な高騰は見られないものの、今後も継続的にモニタリングをしていきたいと考えております。

資料1の御説明は以上となります。

続きまして、資料2を御覧ください。

こちらは、フロン類使用合理化計画の取組を適切に評価するための「プレチャージ輸入品に関する調査」の結果でございます。こちらは、毎年フロンワーキングで御報告させていただいておりますので、今年も報告をさせていただきたいと考えております。

フロン類の製造・輸入を行うフロン類製造事業者等は、「フロン類使用合理化計画」を作成することになっていますが、プレチャージ輸入品事業者は、「フロン類使用合理化計

画」の作成の対象外となっておりますので、業界団体の方にボランティアに御協力いただいて、①家庭用エアコン、②業務用エアコン、③業務用冷凍冷蔵機器、④自動車用エアコンを調査対象としてプレチャージ輸入品に含まれるフロン類の量をまとめています。

2 ページ目の表に調査結果をまとめましたところ、令和 5 年度の合計は、274.5 万 t-CO₂ となり、令和 3 年度から 2 年連続で減少しましたので、国内におけるフロン類の影響は限定的であると考えています。

また、メーカーからのコメントを御覧ください。メーカーの方々に減少した原因についてお聞きしましたところ、そもそも輸入の台数が減少したということやノンフロンに代替が進んだということでした。引き続きプレチャージ輸入品の調査を通じてフロン類の量を監視してまいりたいと考えています。

続きまして、資料 3 でございます。2023 年における産業界の自主行動計画の取組状況についてまとめております。こちらも毎年フロンワーキングで御報告させていただいております。

自主行動計画について簡単に御説明いたしますと、2005 年の京都議定書の目標達成計画により始まった産業界の自主行動計画でございます。対象となるフロンは、代替フロン等 4 ガスとなりますので、HFC のみならず、PFC、SF₆、NF₃についても、全部で 14 の業界団体が自主行動計画において目標値及び目標年の設定をしていただき、毎年ヒアリングをさせていただいております。

その結果、2023 年における代替フロンガスの排出量は、3,544 万 t-CO₂ となり、2022 年比 4.1% の減少となりました。そのうち代替フロンである HFC の排出量は 3,101 万 t-CO₂ となり、2022 年比 4.0% の減少となりました。いずれも、2 年連続で減少となりましたので、ピークアウトしたのではないかと考えております。

次ページ以降は、14 団体が取り組まれた自主行動計画の目標達成状況をまとめたものでございます。14 団体のうち 3 団体が未達成ではございますけれども、引き続き取組を進めていただいております。

4 ページ目を御覧ください。

こちらは、代替フロン等 4 ガスの排出量の推移をまとめたものでございます。先ほど御説明しましたけれども、2021 年まで増加傾向であった排出量ですが、2022 年・2023 年と 2 年連続で減少しましたので、ピークアウトしたのではないかと考えております。この要因としましては、オゾン層保護法やフロン排出量抑制法による効果が排出量の減少につなが

っているのではないかと考えています。

参考2におきまして地球温暖化対策計画の見直しをまとめております。今年の2月18日に地球温暖化対策計画を3年ぶりに改定し、2040年の排出量の目標値を新たに設定いたしました。代替フロン等4ガスにつきましては、2023年度実績比で72%減と設定されましたので、引き続き排出量抑制対策を実施していく所存でございます。

資料3の御説明は以上となります。

続きまして、資料4の御説明でございます。

こちらは、後ほど詳しく御説明しますけれども、指定製品の達成状況についてまとめたものでございます。指定製品ごとに目標年度と目標値を定めており、目標年度が来た指定製品につきましては、フロンワーキングで目標値を達成したかどうか御報告をさせていただいております。今回、報告対象となった製品は、店舗事務所用エアコンディショナーと自動車用エアコンディショナーとなります。この2つの製品が目標値を達成したのかどうか、表示の義務が履行されたのかどうかという点を確認しました。

その結果、店舗・事務所用のエアコンディショナーの製造事業者等7社中7社、全て目標値を達成しました。続きまして、自動車用エアコンの製造事業者等27社中15社がノンフロンに転換し、残りの12社中8社が既に目標値を達成しました。一方で、目標値未達成の4社につきましては、2025年度中にノンフロン製品に移行したため、目標値を達成できる見込みと伺っておりますが、来年度も同様に達成状況調査を実施して目標値が達成しているかどうか確認をさせていただきます。

続いて、表示義務の履行状況についてです。店舗・事務所用のエアコンディショナーにつきましては、7社中7社が全て表示義務を履行しました。また、自動車用エアコンにつきましては、12社中9社が表示義務を履行しました。一方、残りの3社につきましては、現在までのところ、表示義務を履行していることを確認しましたが、来年度も同様に達成状況調査を実施して、表示義務を履行しているかどうか確認をさせていただきます。

最後のページに結果考察をまとめました。店舗・事務所用エアコンと自動車エアコンの達成状況を踏まえ、フロン排出抑制法における指定製品制度は効果的に機能していると考えられます。今後とも引き続きこのヒアリング等を行いながら、フォローアップをしたいと考えております。

続いて資料5の御説明でございます。

化学物質管理課が所管する法律のうち化学物質審査規制法、化学物質排出把握管理促進

法、フロン排出抑制法に関する問合せが毎年約1万件ございます。この問合せに対する対応業務がかなりのウェイトを占めているため、これまで様々な対策を講じてまいりました。例えば、化学物質管理課のホームページに法律の解説やFAQを掲載するとともに様々な対策を講じてきましたが、問合せの件数が一向に減りませんでした。そこで、他法令や都道府県が導入しているチャットボットを導入することによって、問合せ対応の業務を効率化できないかと考えております。このチャットボットの機能の一つとして24時間・365日、チャット形式で質問ができるというのがございます。こういった機能を有するチャットボットを導入することによって、我々の業務効率化につながるのみならず、外部の方にとって問合せがしやすくなるのではないかと考えておりますところ、令和7年度から本格的に導入を開始したいと考えております。

ざっとですけれども、資料の説明は以上になります。

○齋藤座長 どうもありがとうございました。

それでは、質疑応答に移っていきたいと思います。御発言される方は、挙手ボタンでお知らせください。挙手いただいた方から順に指名させていただきたいと思います。もし御質問いただく際に、配付資料の中で関連するページがございましたら、資料番号とページ数を明記いただいた上で御質問いただければ、質問箇所が明確になりますので、御協力よろしく願いいたします。

それでは、いかがでしょうか。まず3名の皆様に御質問をいただいて、事務局から答えていただく形で進めていきたいと思います。いかがでしょうか。挙手ボタンを押していただければと思います。錫木委員からスタートいたします。ほかの皆様は、いかがでしょうか。よろしいですか。

では、錫木委員、どうぞよろしくお願いいたします。

○錫木委員 資料の御説明、ありがとうございます。

資料4について御質問と、あと資料5についてコメントができればと考えています。

まず資料4なんですけれども、指定製品の達成状況ということで、2ページ目ですね。自動車用エアコンの達成状況ということで、目標未達成が4社あったということが御説明ありました。資料の下の方に、4,000台以上に該当しないというところも書いてあるので、いろいろな事情あり、また規模も小さいのかなと思ってはいるんですが、全体に占める割合といいますか、影響度みたいなものを教えていただけますでしょうか。これが1点目です。

2点目の御質問が、同じ資料4の3ページ目ですけれども、表示の達成状況についてでございます。これも(2)の自動車用エアコンですね。こちらが表示義務の履行ということで未達成、今は達成されているということですが、一部製品にカタログへの表示漏れがあったというふうに記載していただいています。表示というのは、消費者にとっては、いろいろな選択などをする上で、大変重要な情報なので、なぜ漏れてしまったのかなという、いろいろな事情おありかとは思いますが、状況がお聞きできればなというふうに考えております。

質問は以上の2点です。

資料5については、非常によい取組かなと思われましたので、チャットボットを導入されて以降の、何かしら効率化されたというような途中経過みたいなものも、今後お聞きできればなと思って、期待をしております。資料5については、コメントは以上です。

資料4についての質問2点、よろしくお願いいたします。

○齋藤座長 ありがとうございます。ほかの方から挙手がないので、事務局から一旦回答をよろしくお願いいたします。

○畑下室長 御質問いただき、ありがとうございます。

まず資料4の2ページ目の影響度の御回答になりますけれども、こちらは未達成の4社の台数の合計は全体の約5%ということで、すごく限られた影響度ではないかと考えております。一方、各社の出荷台数については、2ページ目の注釈に記載しているとおり4,000台未満となっています。

また、表示漏れの理由につきましては、表示を失念してしまったとのことでしたので、すぐに表示をするようお願いをしましたら、すぐに履行していただきましたので、罰則をかけるというところまではいかないと考えております。

資料5の問合せ業務の効率化につきましても、今後、導入しましたら、御報告をさせていただきたいと考えております。

事務局からの御回答は以上となります。

○齋藤座長 どうもありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。どなたでも結構でございます。いかがでしょうか。はい、ありがとうございます。大分ご意見もまとまってきたところですので、このような形で進めていただければと思います。

そうしましたら、次、ここから審議事項に進んでいきたいと思いますが、議題のフロン

排出抑制法に基づく「フロン類使用見通しについて」(案)を事務局から、資料を用いて説明いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○畑下室長 資料6に沿って御説明をしたいと思います。

審議事項の1つ目であるフロン排出抑制法に基づく「フロン類使用見通し」(案)でございます。

まず1ページ目の左側でフロン類使用見通しとはどういうものかということを簡単に御説明しております。フロン類使用見通しとは、2015年のフロン法改正時に、経済産業大臣が指定製品制度の状況等の整合性を踏まえ、フロン類製造事業者等に対して、国内で消費されるHFCの消費量の消費見通しを示して公表したものでございます。フロン類の製造事業者等は、フロン類使用見通しを踏まえ、事業者ごとに使用合理化計画を策定し、消費量の低減に取り組んでいただいているものでございます。

フロン類使用見通しは、5年おきに策定していますが、事情に著しい変動があった場合などを必要がある場合は改定を行うことにしています。

フロン類使用見通しは、キガリ改正により、我が国が遵守すべき基準値が明確になり、その確実な達成を前提とするために、使用の上限の見通しの意味合いとしております。

現行のフロン類使用見通しは、先ほど、資料1にも出てきておりますが、2022年2月に開催した第15回のフロンワーキングにおいて2025年と2030年の値を設定しておりますので、今回は2030年の値の改定と、2035年の新規設定を行いたいと考えております。

次に右側を御覧ください。オゾン層保護法との関係について御説明しております。キガリ改正の国内担保法であるオゾン層保護法では、2019年から消費量の管理が始まっていますが、これまでの消費量実績を勘案し、今後、猛暑などの影響で年によってはプラスマイナス1割程度ぶれることを想定して、キガリ改正の義務を確実に達成できるよう、基準限度の1割程度を留保して運用しております。フロン類使用見通しにつきましては、フロン法で定める指針に基づくものでありますが、フロン法においてオゾン法の指針と調和を保つため、一定運用が求められていることから、フロン類使用見通しにおいても1割程度国が留保するようにしております。2019年からオゾン法に基づき、消費量の段階的な削減が実行されており、2025年消費量の見込みは、割当て削減により2,834万t-CO₂と見込まれております。これに基づきまして、フロン類使用見通しから算出される傾きである削減率につきましては、2026年から2029年までの削減率 γ_1 は9.2%/年、2030年の削減率 γ_2 は0%/年となります。

続きまして、2 ページ目を御覧ください。こちらは、有識者による検討会での議論の結果をまとめたものでございます。

赤字のラインで示したものがその結果でございまして、2030年に1,930万 t-CO₂、2035年に1,230万 t-CO₂と設定してはどうかと考えております。なお、キガリ改正が下がる2034年を参考値として、1,280万 t-CO₂と設定してはどうかと考えております。設定に当たりましては、キガリ改正から1割程度を留保することを前提に、需要量の推計から指定製品の目標値を全て達成した上で、NEDOプロジェクト（2023年度～2027年度）で開発中のグリーン冷媒への代替が進むことを見込んでおります。

続きまして、3 ページ目を御覧ください。

新たなフロン類使用見通しを踏まえ、2035年に向けて関係者の皆さんに取り組んでいただきたい方向性を示したものでございます。需要推計上、キガリ改正を下回る見込みではありませんけれども、新たなフロン類使用見通しに沿って、使用量を着実に削減していただくためには、現行の指定製品の目標値を全て達成した上で、NEDOプロジェクト等で開発中のグリーン冷媒への代替を進めていくことが必要であると考えております。また、キガリ改正や新たなフロン類使用見通しを勘案し、資源の有効利用の観点から、大気放出の抑制対策・回収を徹底した上で、再生冷媒を最大限活用することが必要であると考えております。

毎年、環境省と経済産業省が公開している資料を基に編集した表のとおり、再生量につきましては、2019年から2023年にかけて少しずつ増えている一方、再生量と破壊量を比べますと、破壊量が再生量を上回っていることから、なるべく再生できる冷媒につきましては、破壊せず再生のほうに移行していきたいと考えております。

最後のページでございます。先ほども少し冒頭で触れましたとおり、フロン類使用見通しを検討するため検討会を立ち上げました。今日出席いただいている飛原先生に委員長を務めていただくとともに、座長の齋藤先生、フロンWGオブザーバーの石川さん、日冷工の安田さんと自工会の瀬戸口さんにも御参画いただきまして、検討会を3回開催してまとめたものでございます。

私のほうからの説明は以上でございます。

○齋藤座長 どうもありがとうございました。

以上の事務局からの説明に関しまして、御意見、御質問等ございます場合には、先ほどと同様に、挙手ボタンでお知らせください。挙手いただいた方から順に指名をしていき

と思います。事務局より回答し、再度御質問をいただくということで進めていきたいと思
います。そうしましたら、いかがでしょうか。挙手ボタンを押していただければと思
います。よろしいですか。

では、まず、岡本委員、御発言いただければと思います。

○岡本委員 岡本です。御説明ありがとうございます。

グリーン冷媒への代替を進めていくという方針は非常に重要な課題だと思っていますし、
非常に社会的にも大きな注目がされているところだと思っていますので、ぜひうまく進め
ていただければと思うんですが、再生冷媒を最大限活用するという方針については、
まだ社会的には余り大きなフォーカスが当たっていないように思うんですが、やはり非常
に重要だと思っていますし、こっちも同様に、しっかりと具体的な対策を講じていくとい
うことが必要だと思っております。

そのためにも、できれば、今後、可能な範囲で結構ですので、再生量に関するブレーク
ダウンした情報というのを把握して御提示いただけるとありがたいなというふうに思っ
ております。ちょっとピント外れな考えも混じっているかもしれませんが、再生量に関する
指標としましては、幾つかあるのかなと思っていまして、1つ目は、先ほどの話でもあつ
たかと思いますが、回収した量に対して、実際再生工程に回した量の割合、再生か破壊か
というところで、さっきの話でも、再生できるにもかかわらず破壊しているということが
もしあるのであれば、それはやはり望ましくないことだと思いますので、それがどのぐら
いの量になっているのかというのが分かるといいなと思っています。

続いて、再生工程に回った量に対して、実際に再生できた量の割合、これは純粋に不純
物除去技術に関する技術的な課題なのかなと思うんですけれども、現状どのぐらいの水準
にあるのか。またそれがどの程度の見込みなのかというのは、技術的な課題ということで、
見通しはしやすいほうなのかなとは思っているんですけれども、このあたりについても、
今後分かるといいなと思っています。

それからあと、再生フロンの採用率ですね。せっかく再生したにもかかわらず、それが
使われていないということだと、ちょっといいことではないと思うので、そうやって再生
されたフロンの、実際に使われている割合というのは把握できるといいなと思っています。

あとは参考ということで、これは環境省さんの範疇になるのかもしれませんが、
漏えい率についても一緒に進捗把握できるといいのかなというふうに思っています。さっ
きの資料3のところを見ますと、2023年の代替フロンの4ガスの排出量が3,544万t-C

CO₂、資料6のところを見ますと、再生量が338万t-CO₂ということで、ざっくりとした規模感ではありますけれども、再生量は意外と存在感あるかなと思うんですが、それでも排出量が再生量の10倍あるというのが現状ですし、再生量と破壊量を足しても、まだ排出量はその4倍あるということだと思うので、その漏えい対策の重要性というのを浮き彫りにするためにも、再生量の参考資料として併載いただけるといいのかなと思っています。

割と現場レベルの課題も多そうだなと思っていますので、この冷媒再生の意識の向上のためにも、まずは地道な周知活動が必要だと思いますが、合わせてどういう障壁があるのかというのを把握していくことが重要だと思いますので、適宜現場へのヒアリングなども御検討していただいて、現場に無理のない、分かりやすいガイダンスを今後御提供していただければ、とても幸いかと思っています。

少々無茶で、ピント外れな意見もあったかもしれませんが、可能な範囲で御検討いただければ幸いです。

○齋藤座長 岡本委員ありがとうございます。

まず、事務局より回答差し上げたいと思います。よろしくお願いします。

○畑下室長 ありがとうございます。

フロン法が改正されて4月でちょうど5年目を迎えるという節目の年でもありますので、再生冷媒をどのように利用・促進していくか具体的に検討をしていきたいと考えております。委員がおっしゃっていたとおり、まず再生冷媒のマテリアルフローを把握・分析をしていくことが大事であると考えています。

まさに、今年の2月28日に環境省と我が省で発表した資料の中に新しくマテリアルフローを加えました。委員がおっしゃっていた内容についてはまだ盛り込んではいないのですが、このマテリアルフローをベースにさらに分析をしていきながら、どういったところに課題があるのかを明らかにしていき、再生量が増加するような仕組みを考えていきたいと考えております。

私からは以上です。

○齋藤座長 ありがとうございます。

岡本委員、よろしいですかね。

○岡本委員 はい、ありがとうございます。今後を期待しております。

○齋藤座長 ぜひ分析を進めていただければと思います。

そのほか、いかがでしょうか。よろしいですか。細かい話でも結構です。

そうしたら、高島委員、御発言、よろしくお願いします。

○高島委員　すみません、JRECO・高島です。

資料6のシートの3、今開いているところですね。このR-134aを見てみますと、ほかのものに比べて破壊量が非常に多いというふうに見れると思います。例えば、2023年ですと、実トンでR-134aは85に対して破壊が634と、8倍ぐらいありますねということなんです。ほかのものはそんなにっていないと。これは何かなとちょっと考えたんですけども、やはり自動車リサイクル法で、破壊に回すということが原因だと思いますので、この辺も他の法律になってしまうかと思うんですけども、考慮していただいて、これも破壊じゃなくて再生に回せばいいかなと思っています。以上です。

○齋藤座長　ありがとうございます。そうしましたら、事務局より回答よろしくお願いします。

○畑下室長　高島委員、ありがとうございます。

今、勉強中であるのですが、自動車リサイクル法は全て破壊に回ってしまう制度でございますので、法制度を改正しないと再生に回らないと考えております。法改正をするというのは、かなり困難なことではありますが、フロン法の改正に限定せず、自動車リサイクル法も含めた他法令についても、再生量が増えるような仕組みを検討していきたいと考えております。

○齋藤座長　はい、ありがとうございます。高島委員、よろしいでしょうか。

○高島委員　ありがとうございました。了解しました。

○齋藤座長　進めていただけるということで、よろしくお願いいたします。

ほかの委員の方、いかがでしょうか。挙手をいただければと思いますが。

では、石川オブザーバー、御発言よろしくお願いします。

○石川オブザーバー　ありがとうございます。フルオロカーボン協会の石川でございます。私のほうも、同じページで、再生冷媒を最大限活用することとありますけれども、活用の促進をどんどん図っていただくということと、破壊から再生へという大きな流れをつくっていただければということと、先ほど来出ておりますけれども、それプラスもう一つ回収量、回収率、これがフロン法の下での業務用のところの回収率及び家電リサイクルのところでの回収率、この冷媒の回収率が40%程度で、少しずつ改善はしているんですが、大きな伸びが余り見られないというところで、ぜひ回収率向上を図るための政策的な何か

施策を考慮いただければというところでございます。

先ほど既に高島委員のほうから、自動車リサイクルの話し出ておりましたけれども、是非破壊から再生へというのと同時に、回収率をいかにさらに上げていくかというところも、是非いろいろ御配慮いただければと思います。以上でございます。

○齋藤座長　そうしましたら、事務局より回答をよろしくお願いします。

○畑下室長　石川オブザーバー、ありがとうございます。

おっしゃるとおり、再生を増やすには、まず回収量を増やすことが大前提となりますので、回収量を増やすことについても合わせて検討していかなければならないと考えております。2月28日に環境省と経済産業省が発表した資料によりますと、回収量は、令和4年度では1,423トン、令和5年度では2,765トンと増えております。また、回収実施台数は、令和4年度では約159万トン、令和5年度では172万トンと増えております。回収率につきましても、環境省と一緒に、さらに回収率を上げる仕組みについても検討していきたいと考えております。

家電リサイクル法についてですが、先日、業界団体の方々とキックオフミーティングを行ったところですので、今後、回収率を増やす仕組みなどを一緒に検討していきたいと考えております。

私からは以上になります。

○齋藤座長　ありがとうございます。

石川オブザーバーいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○石川オブザーバー　はい。ありがとうございました。

○齋藤座長　そのほかの委員の皆様、いかがでしょうか。よろしいですか。

では、特に御意見等ないようですので、そうしましたら、これで議題6でございますが、今、お2方から御発言いただきましたけれども、特段大きな異議はなかったと思いますので、事務局の提案した案を承認したいと思いますが、よろしいでしょうか。異論等あれば御発言をいただければと思いますが。よろしいですね。

(「異議なし」の声あり)

はい、ありがとうございます。それでは、この形で進めさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

そうしましたら、次に審議事項である議題7、新たな指定製品の目標値及び目標年度設定等について（案）を事務局から資料7を用いて説明していただきたいと思います。よろ

しくお願いします。

○畑下室長 資料7について、御説明いたします。

今回、指定製品制度に追加する製品はございませんが、表でまとめたとおり指定された製品は全部で23区分ございます。今後検討すべき分野は、図でまとめたとおり一つ追加でございます。それが大型のショーケース（圧縮機の定格出力750Wを超えるもの）でございます。第17回のフロンワーキングにおきまして、業務用一体型ショーケース（圧縮機の定格出力750W以下のものに限る）について、目標値（150）、目標年度（2029年）を設定しました。一方、大型ショーケース（圧縮機の定格出力750Wを超えるもの）については、圧縮機等の技術開発を引き続き進め、早期の目標値、目標年度のピークへ向けて検討を進めてはどうかとされました。

今般、日冷工での検討を踏まえ、小型ショーケース及び一体型コンデンシングユニットに今後導入される低GWP冷媒への転換技術を流用できる見通しが得られたことから、小型ショーケース及び一体型コンデンシングユニットが商品化された段階で指定製品化に向けた検討を行ってはどうかと考えております。

事務局からは説明は以上でございます。

○齋藤座長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明に関連しまして、本日、日本冷凍空調工業会から資料の提出がなされておりますので、岡田オブザーバーより説明をよろしく願いいたします。

○岡田オブザーバー 日本冷凍空調工業会・岡田でございます。

それでは、ただいまの御説明にありました、今後の指定製品化に向けて、検討すべき候補機器につきまして御説明をさせていただきます。

私ども工業会では、これまで業務用の冷凍空調機器におきまして、指定製品化、低GWP化を推進してまいりました。今回、御提案がありました定格出力750Wを超える大型ショーケースは、数少ない未設定の製品になっています。今、御覧いただいております資料が、四角の箱で囲っておりますけれども、左から右のほうに、3つ種類がございます。左の2つが、上のほうに書いてございますけれども、業務用の一体型冷凍冷蔵機器ということで、その内訳としましては、業務用冷凍冷蔵庫、簡単に言えば、大別しますと、例えば、厨房で使っております業務用の冷蔵庫なんかが一体型ですけれども、ここにつきましては、既に先ほどもありましたように、2029年度、目標GWP150ということで設定しています。それから真ん中のところのショーケースですけれども、これは主にコンビニ、スーパーと

かで陳列棚として設置しているのが見られるんですけども、このショーケースのところは、先ほど申し上げた定格出力750Wというのを閾値にしまして、大きいほうが大型のショーケース、小さいほうが小型のショーケース、オレンジ色で囲っております小型のショーケースにつきましては、先ほどと同様、2029年の目標GWP150で指定製品化されております。

一番最後、右のところですけども、これはコンデンシングユニット及び定置型の冷凍冷蔵ユニットということで、赤い線で囲っている部分になっておりますけれども、この部分は、圧縮機、1.5kW以下、蒸発器及び凝縮器というものが、同一の筐体内に設置をされているものになっております。これも同じく2029年度目標GWP150ということで既に指定製品化の設定がされております。

真ん中の上のところですけども、まだ未設定と書いてございますが、いわゆる大型のショーケースですが、ここにつきましては、非常に機種も多様化しておりまして、なかなか開発に時間がかかるということであります。基本的な開発の考え方としましては、ちょっと赤い矢印が書いてありますけれども、先ほど御説明したオレンジの小型のショーケースの部分を大出力化することによって大型化を図るというやり方と、右のほうのコンデンシングユニット、これをショーケースの下の部分にそのまま組み込むという2つの開発の流れがございます。先ほど申し上げましたように、この大型のショーケースというのは、機種バリエーションが非常に多く、それから省エネ対応等も時間がかかるということで、それぞれの矢印のもとになっています小型のショーケース、それから一体型のコンデンシングユニット、これらは、2029年までに順次開発が進んで市場に新しい機械が導入されるんですけども、これらが商品化された段階で、大型の部分については、指定製品化に向けた検討を実施していきたいということでございます。

私からの御説明は以上でございます。

○齋藤座長 ありがとうございました。以上の事務局及び日本冷凍空調工業会からの説明に関しまして、御意見、御質問等ございます場合には、先ほどと同様に、挙手ボタンを使ってお知らせいただければと思います。挙手いただいた方から順に指名をしていきたいと思っております。事務局または日本冷凍空調工業会より回答し、再度御質問という形にしていきたいと思っております。そうしましたら、委員の皆様、いかがでしょうか。挙手ボタンを押していただければと思います。いかがでしょうか。よろしいですか。些細なことでも結構です。御発言していただければと思いますが、挙手ボタンを押していただければと思い

ます。いかがでしょうか。よろしいですか。よろしいですね。——はい。ありがとうございます。
います。大丈夫ですね。挙手ボタンを押していただければと思いますが、大丈夫ですね。

では、特段御質問等ないようですので、議題7でございますが、異論がないということで、事務局の提案した案を承認したいと思いますが、よろしいでしょうか。御承認いただければと思いますけれども、よろしいですね。

（「異議なし」の声あり）

はい、ありがとうございます。そうしましたら、この形で進めさせていただきたいと思
います。よろしくお願いいたします。

そうしましたら、次の審議事項に移っていききたいと思います。

議題8、常時監視システムの定期点検に向けた活用について（案）を事務局から資料8
について、説明いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○畑下室長 御説明いたします。

1 ページ目を御覧ください。背景を簡単にまとめたものでございます。

経団連からの要望で、簡易点検、定期点検の導入について御提言いただきましたところ、
簡易点検に常時監視システムを導入しましたが、定期点検の導入につきましては、まだ結
論が得られていませんでした。そういった中、デジタル庁から検討状況のフォローアップ
が来たため、昨年6月に当省が下段の青い部分でまとめた内容を回答しました。

簡単に御紹介させていただきますと、今年度から来年度にかけて、審議会に諮り、令和
8年度を目途に一定の措置を講じるため、関係業界団体と一緒に検討を進めてまいりたい
と考えております。なお、今年度、関係業界団体である日冷工と日設連と一緒に合計4回
会議を開催し、議論を進めております。

2 ページ目を御覧ください。

こちらは参考資料でございますけれども、簡易点検に常時監視システムを導入した際の
クロノロジーでございます。2020年の10月に経団連から導入の要望がございました。翌年
の5月に日冷工がガイドラインを整理していただきまして、I o T技術の漏えい検知性能
の担保が可能となりました。同年3月から4月までに、フロンワーキングと環境省の中環
審との間で合同会議において議論を重ねました。その結果、2022年4月に告示を改正し、
簡易点検にI o T技術を活用することが可能となりました。

続きまして、参考2でございます。

簡易点検と定期点検の概要を「第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項等」

(告示)と「第一種特定製品の管理者等に関する運用の手引き」をベースにまとめたものでございます。

まず上段のほうでございますけれども、簡易点検は、3カ月に1回の頻度で第一種特定製品全般全てを点検していただきます。点検する者は、管理者の方になっております。点検内容は、異常音の有無、目視、専門点検を必要に応じてしていただきます。一方、定期点検は、1年又は3年の頻度で定められた定格出力のエアコンと冷凍冷蔵機器を点検していただきます。点検内容は、簡易点検とほぼ同じものでございまして、異常音の有無、目視、直接法、間接法、これらを組み合わせた方法です。点検者は、十分な知見を有する者ということで、例えば、冷媒フロン取扱技術者や一定の資格を有する者などの十分な実務経験を有する者が十分な知見を有する者として点検をしていただいています。

参考3でございます。

目視は、油漏れ、室外機の裏の霜の付着などを確認します。直接法は、電子式漏えいガス検知装置法、発泡液法、蛍光剤法などの方法となります。

続きまして参考4でございます。

間接法は、現場に行くというよりも、稼働中の状態値である圧力、電圧、電流等を運転日誌等から総合的に冷媒の漏れの有無を診断する方法です。間接法によって複数の着目点に該当するような場合は、漏えいを疑い、漏えいが特定された場合は直接法により漏えい箇所を特定します。

事務局からの説明は以上となります。

○齋藤座長 ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明に関しまして、本日、日本冷凍空調工業会から資料が提出されておりますので、岡田オブザーバーより説明をよろしくお願いいたします。

○岡田オブザーバー そうしましたら、岡田のほうから説明をさせていただきます。

先ほど畑下室長様のほうから説明がありましたが、私どもは、業務用冷凍空調機器のいわゆる常時監視システムのフロン漏えい検知システムのガイドラインということで、先ほどありました2021年、JRA GL17を制定しております。このガイドラインが、簡易点検の代替として規定しているということです。今後さらに定期点検にもこのIoT技術の応用についての検討を関連する皆様と共同で進めているということでございます。

私ども工業会としましては、この常時監視システムを搭載することによりまして、市場での製品からの冷媒漏えい量の削減、あるいは冷媒漏えい自体の早期発見ということが可

能になるというように考えておりますので、全体的なCO₂排出量の削減、あるいは直接の冷媒漏えい量の削減効果を期待して、これについては、定期点検への応用展開を進めていくというふうに考えております。

今日の資料ですけれども、御覧いただいておりますが、今実際の市場で導入された機器のデータを分析した結果を載せております。実際この常時監視システムというのは、どの程度効果があるんだということを調べるということが主な目的でございます。今、簡易点検に代替可能な常時監視システムの普及台数というのが、約3万台というふうにみております。まだ、必ずしも十分とは言えないのかもしれませんが、これらのデータを常時監視システムの導入等を分析するものとして使用しました。これは、一応据えつけ年数が5年以内で、システムによる漏えい検知、発報があつて、それからお客様からのサービスコールがあつた場合と、お客様から直接冷媒が漏えいしているというサービスコールを受けた場合それぞれ、20日以内にメンテナンス対応となった時の冷媒漏えい量を測定して比較したものです。これが左のほうに書いてあります。

四角の箱の中に書いてありますけれども、常時監視システムによる発報があつて分析したものが287g、ユーザーによるサービスコールが379g、この率でいきますと、約25%の漏えいの削減が見込めるというところが左の箱から分かるというように思います。

それから右のほうは、冷媒漏えいの発見率といいますか、発見の向上ということです。これも39件のうち31件は常時監視システムの削減により発報、それからそれ以外のシステム作動しない中でのユーザーコール、お客様からのコールが8件ということで、これにつきまして、約80%のシステムで発見ができるということになっております。

仮に、日本全国的に5%のシステムが導入しまして、先ほどの25%で冷媒漏えい削減の効果を見積もっても、年間で約200万t-CO₂排出量の削減が図れるというように見積りができると考えております。

それから、I B E C s のゼロカーボンビル推進会議で開発しておりますホールライフカーボン算定ツール(J-CAT)では、冷媒漏えいの常時監視システムによる削減効果を19.6%ということで見積りがされてございます。この差は、J R A の G L 17 対象機種だけをベースにしたのか、ホールライフカーボンで常時監視システム全体をベースにしたものかの差というふうに見ております。こうしたところ、今後さらにデータを積み重ねて、削減効果の検証は進めたいというふうに思っております。

それから、今御説明しましたように、必ずしもまだ100%検知という防止策には、いた

りませんけれども、今後、こういったシステムの導入、あるいはシステムの改善を含めまして、常時監視システム導入による冷媒漏えい量削減効果は十分期待できると考えておりますので、引き続きまして、各種団体の皆さんと本事業を推進してまいりたいというふうに考えております。

私のほうの説明は以上です。

○齋藤座長 どうもありがとうございました。

以上の事務局及び日本冷凍空調工業会からの説明に関しまして、御意見、御質問等ございます場合には、先ほどと同様に、挙手ボタンでお知らせください。挙手いただいた方から順に指名をしていきます。事務局または日本冷凍空調工業会より回答し、最後御質問いただく形にしたいと思います。

そうしましたら、挙手ボタンのほうを押していただければと思います。よろしく願いいたします。いかがでしょうか。そうしましたら、岡本委員、御発言いただければと思います。

○岡本委員 岡本です。ありがとうございます。

常時監視システムの導入、私も賛成です。ぜひ導入をして、漏えい検知の精度を上げていっていただければなというふうに思っています。

この間接法というものですけれども、非常に有益なデータがとれているのだと思うので、これは言うまでもなくやられているのかもしれませんが、こういったデータをせっかくとっているものを使えるのであれば、やはり冷媒漏えい検知の精度を上げるための検討にも使っていただければなというふうに思っています。なかなかデータ活用って、現場現場で任されているのかもしれませんが、これ非常に財産だと思いますし、今非常にA I 等も技術が発達していますので、そういったものを使いながら、より有益な冷媒検知システムの構築というのを促進させる、そういう体制づくりも御検討いただければというふうに考えております。

以上です。

○齋藤座長 そうしましたら、事務局より回答をよろしく願いします。

○畑下室長 はい。御指摘ありがとうございます。まさにこの間接法が常時監視システムに代替できるのではないかと考えております。一方、日冷工のガイドライン17は、30%漏えいするまで検知できないという課題があると承知していますので、ガイドラインの見直しや点検の在り方も含めて総合的に検討してまいりたいと考えております。

○齋藤座長 ありがとうございます。

岡田オブザーバーいかがですか。

○岡田オブザーバー 今、御意見いただきまして、誠にありがとうございます。

やはり一番ポイントになりますところの一つの要素として検知の精度におきまして、これらは実際の細かいところの原理の説明をしておりませんが、常時運転状態をモニタリングして、そして判断するというをやっておりますので、あまり感度を上げてしまうと、異常がないのに検出するとか、そういう部分との課題というのは、かなり市場等のデータを積み重ねて、そうした中でまさに御指摘のところですね、精度をより確実なものにするということは非常に重要だと思います。そのあたり、まだ必ずしも今回データがたくさんあるわけではないので、そういった積み重ねの上でよくしたいと思います。

○齋藤座長 はい、ありがとうございます。

岡本委員、よろしいでしょうか。

○岡本委員 はい、ありがとうございます。

○齋藤座長 ありがとうございます。

そうしましたら、引き続きまして、大沢オブザーバー、御発言いただければと思います。

○大沢オブザーバー 日設連の大沢です。御説明ありがとうございます。

今事務局から説明がありましたように、私ども日設連も日冷工さんと今いろいろこの常時監視システムについての検討を進めているところであります。我々日設連のスタンス、考えとしましては、やはり常時監視システムをこの定期点検に導入することについては、賛成であります。やはり専門家による点検は、常時行うことは非常に難しいので、導入によって漏えいの発見確率も上がるというふうに思っております。ただし、常時監視については、漏えいした後の判定ということになるため、告示にあるように、専門家による目視での詳細な点検というのは、今後必要だと考えています。サビや腐食、傷、異音など、漏えいの恐れがある徴候を事前に察知して、漏えいを未然に防ぐということも重要であると考えています。そのため、常時監視システムと専門家によるハイブリッドの点検が最も適していると考えています。より漏えい量を削減できるのではないかと思います。

常時監視システムを導入することで、やはり専門家による点検の頻度や、その項目を減らすことも可能になるのではないかと。管理者の負担も軽減できるのではないかと。いうふうに考えています。またやはり常時監視システムを広く早く周知する必要があるのかなというふうに思っていて、やはりこの保守メンテナンスのやり方というのは、今までの監

修とは異なる対応が必要となってくると考えています。我々のメンテナンスを行う設備業者も、このシステムを導入することで大きく仕事の仕方が変わってくると考えております。導入による変化を恐れずに、それを受け入れて、このI o Tの時代、A Iの時代に合ったやり方で対応していく、今後法令化においては、機器メーカーさんにもぜひ周知、普及のために、また地球温暖化のために、漏えいの判定データの開示等踏み込んだ対応をしていただければと考えています。我々もこの常時監視システムを導入することは、非常に大きなことだと思いますし、非常に大賛成であることには間違いありませんので、今後とも、日冷工さん、機器メーカーさんと協力して、この問題、知見の対策に取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○齋藤座長 ありがとうございます。

事務局からどうぞ。回答お願ひします。

○畑下室長 御意見ありがとうございます。

本年度、日冷工と日設連と意見を重ねまして、日設連のお考えというのはよく理解できたところでございます。ご指摘のハイブリッドの点検というのも結論の一つではないかと考えております。デジタル庁は、点検手法を全てI o Tに替えろと言っているわけではありませんので、目視のいいところもあるし、I o Tのいいところもありますので、良いところをうまく使い分けて点検手法を導入してはどうかと考えています。

また、I o Tを導入することによって、点検頻度（1年に1回や3年に1回）も見直していくべきではないかなと考えておりますので、ちょうどフロン法の5年見直しがございますので、点検頻度の在り方についても検討していきたいと考えております。

事務局は以上です。

○齋藤座長 はい、ありがとうございます。

岡田オブザーバー。

○岡田オブザーバー このたびハイブリッドシステムとのご意見ですが、検知システムは、監視はしておらず、検知をしています。実際に不具合があった時には専門家が対応しています。引き続き専門家であるサービスマンの対応が必須と認識しています。

○齋藤座長 はい、ありがとうございます。

大沢オブザーバーよろしいですか。

○大沢オブザーバー ありがとうございます。ちょっと今、岡田さんの発言がよく聞き

取れなかったので、何かそちらの音の音声が余りよくないので、すみません。改めて議事録で確認します。ありがとうございます。

○齋藤座長　　そうしましたら、続きは、高島委員、御発言いただければと思います。

○高島委員　　J R E C O ・高島です。御説明どうもありがとうございました。

定期点検を常時監視システムでやるということは、機械的なものなので、人よりも結構厳しいので、漏えいの兆候を見られるのかなと思っております。今ちょうど開いているのは3ページ目のシートで、簡易点検、定期点検、それと点検内容のところですね。異常音の有無、目視、目視も外観損傷だとか、油漏れだとか、これは簡易点検であろうが、定期点検であろうが同じことが書いてあります。点検者も、管理者と十分な知見を有する者、実際サービスマンが同じようなことをやるということになっております。

シートの4にしてください。シートの4ですね。これは目視確認の例ということで、油漏れ、霜の付着、腐食とございます。実際管理者は、これはパネルを外さないとできないので、管理者は実際できないことです。十分な知見を有する者、実際はサービスマンですね。サービスマンがこの辺を見るということです。このほかに、あとは溶栓の膨らみなども見て、漏れの兆候があるかというのを見るわけです。その他に、作業として、直接法の例の一番左に電子式漏えいガス検知装置法というのがございます。このガス検によって見ることも実際行います。というのは、パネルせっかく開けたので、接続部、フランジ部とか、フレア部、あとロー付けした場所ですね。ざあっと1台当たり、このガス検でなめるように、サービスマンが、実際作業するわけです。1台当たり10分か15分で見えて、それで結構フランジだとかフレア部の微小な漏れを発見して、現地で増し締めして漏れを防ぐというようなこともやりますので、機械式による常時監視システムのほかに、このサービスマンが見るというのは非常に大事だと思うので、その辺も考慮していただけたらと思います。

以上です。

○齋藤座長　　そうしましたら、事務局からお願いします。

○畑下室長　　高島委員、ありがとうございます。我々は、目視や直接法を完全に否定するというわけではなく、現場に行って確認することもすごく大事なことだと考えています。一方、常時監視システムは、常時監視できるシステムですので目視や直接法とのハイブリッドな点検手法が一番いいんじゃないかなと考えておりますけれども、今後とも関係者の皆様方と議論を重ねながら、ベストな点検手法を検討していきたいと考えております。

す。

事務局からは以上であります。

○齋藤座長 岡田オブザーバーはいかがですか。

○岡田オブザーバー 同じことになりますが、これで全てをカバーできるということでは決してないので、先ほど大沢委員からお話しありましたように、最後は人の目、サービスするところまでいかないと、漏れているところが分かってそのまま放置する、その辺りの対応を引き続き協議していくことが必要だと思います。

○齋藤座長 はい、ありがとうございます。

高島委員、よろしいでしょうか。

○高島委員 はい、ありがとうございました。

○齋藤座長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。挙手ボタンを押していただければと思いますが、よろしいですか。——よろしいですね。

では、そうしましたら、前向きな意見をいろいろいただいたと思っております。特に、大きな異議はなかったと考えておりますので、事務局の提案した案を承認したいと思いますが、いかがでしょうか。御異議等あれば、御発言いただければと思いますが、よろしいですかね。

(「異議なし」の声あり)

はい、ありがとうございました。

それでは、この形で進めさせていただきたいと思います。

そうすると、特にその他何かありますか。大丈夫ですかね。

はい、ありがとうございます。

そうしましたら、以上をもちまして、本日の議事を終了したいと思います。いただきました御意見等を踏まえまして、事務局においては、フロン排出抑制法やオゾン層保護法に基づきまして、関係者と密接に連携して、フロン政策を進めていきたいと思っています。それでは、司会を事務局にお返しします。よろしくお願いいたします。

○事務局（吉村） 齋藤座長、委員の皆様、本日は忌憚のない御意見をいただき、誠にありがとうございました。今後の予定としましては、本ワーキンググループは年1回程度の開催を予定しております。それ以前に開催の必要が生じた場合は、委員及びオブザーバーの皆様に御連絡申し上げます。

以上をもちまして、産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会化学物質政策小委員会第1回フロン類対策ワーキンググループを終了いたします。なお、本日の議事録に関しましては、事務局で作成の上、委員の皆様に御確認いただいた後、経済産業省のウェブサイトにて公表する予定です。

本日は、ありがとうございました。

——了——